



# 大輪

発行：島根県社会福祉協議会内  
島根県知的障害者施設保護者会連合会  
松江市東津田町 1741-3  
いきいきプラザ島根 5F  
TEL 0852-32-5976 FAX 0852-32-5982

VOL. 39

平成 29 年 6 月発行

## 「相模原市の障害者施設の傷害事件について」

島根県知的障害者施設保護者会連合会運営委員 佐川 安弘

### I 障害者の素性及び傷害殺人の犯行状況

1. 平成28年7月26日午前2時～3時頃に発生した相模原市緑区の神奈川県立重度障害者施設での殺傷事件は死者19人、重軽傷者26人計45人にのぼる被害者を出した。事件は元職員が夜間裏口から施設に侵入し、ガラス窓を破壊し、施設一階から二階へ、又、別棟にも同様順路により侵入し、持参した刃物で入所者に次々と襲いかかり傷害、殺人を繰り返したが、夜間勤務していた職員に対しては殆ど傷害には及ばなかったと報道されている。
2. 殺人事件を起こした青年は障害者施設に勤務していた20歳台の大学を卒業した男性であり、つねづね教職員になることを希望していたと言われている。
3. 加害者はかねてから障害者は生きていっても社会に資する者ではないから死んでしまった方が本人のためであり、家族にとっても幸せであるとの信念を持っており、人間の人口淘汰、あるいは安楽死思想の考えを表明していた。  
なお、事件後も同様な暴言を吐き反省の色はないという。

### II この事件に対しての社会の反応

1. 育成会は直ちに会長談話をテレビあるいは翌日の新聞で遺憾の意を発表し、人命の尊重、特に弱者に対する保護を訴えたことは記憶に新しく、また、適切な措置であったといえる。
2. 犯人の思想に賛同する者は殆ど無く、人間として恐ろしい思想の持ち主であるとし、ほとんどの人が非難し、今後も同様な事件が起こらないか不安視している。

### III このような事件を未然に防ぐ方法はあるのか

1. 常日頃施設に入りする人のチェック体制は？過度のチェックは隔離に繋がらないか？
2. 不法侵入に対する監視カメラなどの設置はあったか？
3. 施設職員の人間尊厳の教育は？
4. 犯人は高学歴で教員を志望していたとあるが、このような思想の持ち主が教員あるいは、弱者が利用している施設の職員になることへの恐ろしさを思うと同時に職員採用の際、このような危険思想の持ち主のチェックは可能か？
5. 凶悪な犯人を逮捕する術を施設職員に施すことが可能か？
6. このような事件は防ぎようがない特別な事例なのか？

### IV 結論

いずれにしても、今回のような事件は防ぎようがないのではないか。だからといって何もしないのは問題である。事前事後対策について関係機関は早急に対策を講ずる必要がある。

## 平成28年度 島根県知的障害者施設保護者会連合会要望事項への回答

要 望 事 項	<b>(1) 高齢者向け施設増設を促進する制度の創設</b>	
	<p>65歳になると介護保険サービス利用が優先され、これまで利用していた障害福祉サービス事業所とは別の介護保険事業所を利用することに不安を感じます。障害者総合支援法施行3年後の見直しの中で、障害福祉サービスが実質的に引き続き受けられる制度となるよう国に対して働きかけをしてください。</p>	
回 答	<p>障害者総合支援法施行3年後の見直しにより、65歳以上になってもこれまで利用していた障害福祉サービス事業所で引き続き支援を受けられるよう障害福祉サービス事業所が介護保険事業所になりやすくなる仕組みが検討されています。</p> <p>具体的には、介護保険の制度に新たに「共生型サービス」を創設し、訪問介護や通所介護等の居宅サービスに係る事業について、障害福祉サービス事業所等の指定を受けていれば介護保険事業所の指定を受けやすくなる特例を設けることとされ、その制度改革を含む介護保険法等の改正の法律案が2月7日に閣議決定され、国会に提出されています。</p> <p>県としては、制度改革の詳細がわかり次第、障害福祉サービス事業所等に周知し、積極的な対応について働きかけていきたいと考えています。</p>	
	<b>(2) 医療的ケアが必要な高齢障がい者に対する支援体制と職員配置基準の充実</b>	
要 望 事 項	<p>平成28年7月26日神奈川県「津久井やまゆり園」で痛ましい事件が起きました。家族が施設において、安心、安全に暮らせるよう、日中の職員配置はもとより、特に夜間の職員配置の充実を要望します。</p> <p>また、喀痰吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な高齢障がい者が施設において増加しており、医療従事者や介護の専門性を有する職員等も不足しています。医療や看取りも含めた高齢障がい者に対する支援体制を充実させるため、人員配置基準の見直しと介護・福祉人材が安定的に確保できるよう職員の処遇改善を国に対して働きかけてください。</p>	
	<p>夜間の職員配置の充実は、防犯対策の面からだけでなく、入所者に対する支援の質の向上の面からも必要です。</p> <p>現在の国の指定基準は、夜勤を行う生活支援員を1人以上(利用者数60人以下の場合)という最低限のものですが、夜勤職員を増員したり、夜間の看護職員を配置する場合は報酬加算により評価されることとなっています。支援員の増員や専門職の配置については、一律に基準をあげるよりも、施設の実情に応じた配置ができるよう適切な加算措置がなされることが重要と考えています。</p> <p>また、平成29年4月から、処遇改善加算が改定され、福祉・介護職員の技能や経験等に応じた昇給の仕組みを構築した事業者には、月額1万円相当の上乗せをすることとして、国の来年度予算案で審議中です。</p>	
要 望 事 項	<b>(3) 療育手帳B所持者に対する医療費助成制度の適用</b>	
	<p>知的障がいのある人たちは、障がいの軽重と医療依存度とは直接関係ありません。療育手帳B所持者であっても、身体の変化や不調を的確に訴えることが難しいため、早期の治療に至らない場合や重症化しやすい傾向にあるので、生活保護費以下収入の療育手帳B所持者に対する医療費助成制度の適用を要望します。</p>	
回 答	<p>平成26年10月の福祉医療費助成制度見直しにおいては、自己負担上限額の引き下げ並びに、知的障がい及び精神障がいの重複障がいのある方などに対象範囲を拡大したところです。</p> <p>福祉医療費助成制度は、障がい者等への所得保障が充分でなかった時代に、県の福祉施策として重度の障がい者が医療を受けやすくする目的で設けられたものです。</p>	
	<p>平成26年度の見直しは、この考えのもとに、県、市町村とも財政状況が厳しい中、将来にわたり制度を安定的に維持できるよう市町村とともに慎重に検討を行ったものであり、重度又は重複障がいのある方及び、ひとり親家庭の方を対象としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	
要 望 事 項	<b>(4) あいサポート運動の推進</b>	
	<p>県民、県内企業等が障害及び障がい者に対する理解を深めることができるように、「あいサポート運動」を一層強化することを要望します。</p>	
回 答	<p>島根県では平成23年からあいサポート運動に取り組み、今年2月末現在で、県内のあいサポート数は33,450名、あいサポート企業・団体は161団体となっています。</p> <p>引き続きあいサポート運動の推進に努めてまいります。</p>	
	<b>(5) 障がい者差別禁止条例の制定</b>	
要 望 事 項	<p>県民誰もが暮らしやすい地域社会を実現するため、私たち当事者の声や地域の実態を踏まえ、障がい者差別の解消に向けた島根県条例を制定することを要望します。</p>	
	<p>昨年4月から障害者差別解消法が施行されました。県では、法施行を控えた一昨年から、テレビや新聞、街頭啓発等の広報活動や職員対応要領の作成などにより、障がいを理由とする差別の解消に向けて、普及啓発を強化しているところです。</p> <p>障がい者の権利や差別解消に関する条例については、それぞれ性格や内容は若干異なるものの、都道府県レベルでこれまで22道府県で制定されています。</p> <p>条例を制定するにあたっては、法の施行状況を踏まえた上でどの様な内容を規定するかなどについて考える必要があることや、制定手法は議員提案と執行部提案の両方があることなどから、議会ともよく相談すべき課題と考えます。</p> <p>なお、条例制定に関して、他県の状況や一般的な流れ、想定される論点などについて、貴団体も構成団体となっておられるしまね障がい者フォーラムへ情報提供しているところです。</p>	
要 望 事 項	<b>(6) 意思決定支援の推進</b>	
	<p>国において現在の成年後見制度における課題を踏まえて議論がされているとのことですが、併せて、県におかれても、親亡き後の障がい者の権利擁護のため、第三者後見、法人後見制度の活用が図られるような施策を推進していただくよう要望します。</p>	
回 答	<p>昨年4月に成立した成年後見制度利用促進法では、成年後見制度の利用促進に向けて、国と市町村が計画を策定することとされています。</p> <p>また、從来から市町村において、地域生活支援事業を活用し成年後見制度利用支援事業、法人後見支援事業を実施しており、来年度は制度の普及啓発に国予算が重点配分されたところです。</p> <p>県としましては、これらの動きをふまえ、市町村の取り組みを支援してまいります。</p>	

## 平成29年度島根県知的障害者施設保護者会連合会事業計画

### 1. 基本方針

障がい福祉サービスの制度は、措置制度から支援費制度へ、そしてまた、障害者自立支援法から障害者総合支援法へと近年めまぐるしく変化しています。しかし、どのような制度環境になろうと、家族は「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を願っています。

本会は、「我が子・きょうだい」の保護者で組織される団体として、「我が子・きょうだいのあたりまえで幸せな暮らし」を支えるサービスや社会保障制度の充実に向け、関係機関や団体等と手を携えながら、全国知的障害者施設家族会連合会の提言等も踏まえ、運動展開していくことを本年度の事業方針とします。

### 2. 会の運営

- (1) 理事会の開催（6月）
- (2) 監査会の開催（5月）
- (3) 運営委員会の開催（年3回、5月、8月、3月）

### 3. 事業の推進

- (1) 政策提言・要望活動の実施
 

内容：・施設利用者と家族の高齢化への対応等  
・県との意見交換会
- (2) 研修事業の実施
 

内容：第59回中国四国地区知的障害関係施設職員研究協議会  
(島根県知的障害者福祉協会と共催)  
時期：平成29年7月13日（木）～14日（金）  
場所：島根県民会館 中ホール他
- (3) 地区懇談会の実施
 

内容：東部、中部、西部の各ブロックで情報伝達と意見交換を行う。  
場所：県内3ヶ所の各会場 年2回程度開催
- (4) 広報紙の発行
 

会員に対しての情報提供や会員相互の交流を目的として広報紙『大輪』を発行する。  
発行回数：年3回（6月、8月、12月）
- (5) しまね県民福祉大会の開催
 

内容：島根県知的障害者施設保護者会連合会会長表彰の実施  
時期：平成29年9月23日（土）  
会場：くにびきメッセ 国際会議場
- (6) 全国知的障害者施設家族会連合会との連携
  - ① 総会（理事会） 年3回（予定）
  - ② 全施連大会（10月3日（火）～4日（水）；秋田県 秋田キャッスルホテル）
  - ③ 西日本ブロック会議 （時期、場所未定）
- (7) 島根県社会福祉団体連絡協議会との連携

### 4. 関係団体との連絡協調

- (1) 島根県社会福祉協議会関係事業への参加、協力
  - ・あいサポート運動推進事業
  - ・障害者アート推進事業
- (2) 知的障害者福祉協会関係事業への参加、協力
  - ・第59回中国四国地区知的障害関係施設職員研究協議会（平成29年7月13日～14日）
  - ・第55回全国知的障害福祉関係職員研究大会 愛知大会（平成29年9月27日～29日）
- (3) 手をつなぐ育成会関係事業への参加、協力
  - ・第4回全国手をつなぐ育成会連合会 北海道大会（平成29年9月23日～24日）
  - ・第6回手をつなぐ育成会「中国・四国大会」徳島大会（平成29年11月11日～12日）
  - ・島根県手をつなぐ育成会研究会（2月頃）

## 平成29年度島根県知的障害者施設保護者会連合会研修会

### 《 第59回中国・四国地区知的障害関係施設職員研究協議会 開催要項 》

- 1. 主題** 誰もが地域の中で自分らしく暮らすことのできる社会の実現に向けて  
～施設からの発信～
- 2. 会期** 平成29年7月13日（木）～14日（金）
- 3. 会場** 島根県民会館 中ホール他 松江市殿町158 tel 0852-22-5511
- 4. 内容**
- (1) 中央情勢報告 橋 文也 氏 日本知的障害者福祉協会会長
  - (2) 基調講演  
講師 山本 譲司 氏 元衆議院議員 福祉活動家  
演題 「累犯障害者の現実について」（仮題）
  - (3) 記念公演 社会福祉法人いわみ福祉会「芸能クラブ」による「石見神楽」の上演
  - (4) 分科会

分科会／テーマ	助言者	発表者		
<b>1. 児童期の発達支援分科会</b>  子どもたちが地域で豊かに育つための 支援を考える	米川 晃氏  (社福)柏学園 理事長(広島県)	香川県	北本 麻由美氏 児童発達支援センターあすなろ 児童発達支援管理責任者	
		岡山県	谷山 一真氏 障害児入所施設ももぞの学園 児童指導員	
		島根県	入江 直樹氏 あゆっこ江津 児童発達支援管理責任者	
<b>2. 施設入所支援分科会</b>  高齢知的障害者への支援を考える	祐川 暢生氏  障がい者支援施設 侑愛荘 施設長 (北海道)	徳島県	田中 和美氏 箸蔵山荘 主任支援員	
		山口県	内田 典生 ふしの学園宮野の里 主任支援員	
		広島県	三上 充紘氏 太田川学園高陽寮 支援員	
<b>3. 生活介護と日中活動支援分科会</b>  生きがいややりがいを感じる 日中活動を考える	秦 昌志氏  みゆき広場 生活介護指導責任者 (広島県)	鳥取県	片平 一樹氏 もみの木園 主任 黒田こずゑ氏 もみの木園 主任	
		広島県	神竹 志保氏 ジョイジョイワークたかにし 支援統括	
		徳島県	山本 大樹氏 博愛ヴィレッジ 生活支援員	
<b>4. 働き方支援分科会</b>  「働く」ということをみつめなおす ～働くことの主体者として～	榎原 典俊氏  (社福)青葉仁会 理事長 (奈良県)	岡山県	加藤 徹憲氏 就労センターもも 管理者	
		愛媛県	武智 誠志氏 ひらい園就労継続支援B型事業 目標工賃達成指導員	
		香川県	古藤 徹平氏 竜雲あけぼの学園 主任職業指導員	
<b>5. 地域生活を支える分科会</b>  本人が望む暮らしを 住み慣れた地域で実現する	片山 健氏  地域生活支援センター パレット 所長 (岡山県)	山口県	益原 忠郁氏 セルフ岡の辻 施設長	
		高知県	弘田 敏史氏 ライフサポート「中村」 サービス管理責任者	
		鳥取県	川口 彰宏氏 羽合ひかり園 サービス管理責任者	
<b>6. 特別分科会</b>	<p><b>【ミニ講演】</b> 演題：「今こそ共生社会について考える」（仮題） 講師：高山 直樹氏 東洋大学社会学部教授</p> <p><b>【シンポジウム】</b> コーディネーター：高山 直樹氏 シンポジスト：佐藤 力氏 弁護士（佐藤力法律事務所） 串崎 昭徳氏 島根県知的障害者施設保護者会連合会副会長 田原 秀樹氏 島根県福祉教育推進協議会副委員長</p>			

☆参加を希望される方は各施設保護者会にお問合せください。